

坂井市スポーツ少年団
代表者 各位

福井県スポーツ少年団
本部長 横井 一博
(公印省略)

スポーツ少年団の育成と不適切な事例の根絶について（通知）

平素より、スポーツ少年団諸事業へ格別なるご配慮を賜り、感謝申し上げます。

今年度に入り、県事務局へ指導者等の不適切な行為に関するご相談が複数入っております。具体的には、指導中の暴言、過度な練習量や遠征回数、退団した選手への誹謗中傷の他、団員保護者への過度な要求、団内の新型コロナウイルス拡大防止の怠りなど多岐にわたっており、中にはあってはならない不適切な事例も見受けられます。

このような事例を把握し、指導に関わる方々には、改めて過度に行き過ぎた指導や関わり方ではなく、時代に対応した考え方を取り入れる必要性について痛感していただく必要があると強く危機感を感じております。

福井県スポーツ少年団としては、日本スポーツ少年団から発行されている『スポーツ少年団とは スポーツ少年団組織と活動のあり方の解説書』を基に、スポーツ少年団活動について下記のように推奨しております。

つきましては、貴所属単位団に対し、今一度『スポーツ少年団の理念』および『子どものスポーツ活動の基本』の周知徹底をお願いいたします。

スポーツ少年団の理念

- 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する



解説書（データ版）用QRコード

子どものスポーツ活動の基本

- ①自主的で自発的な活動であること
- ②真剣さ、厳しさは、団員が目指すものであって、指導者や保護者、マスコミ等から強制されるものではないこと
- ③個人的にも、集団的にも喜びのあふれたものであること
- ④生涯にわたり続けていくであろう、スポーツの基礎を作る活動であること
- ⑤身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動であること
- ⑥地域活動における社会奉仕的活動が含まれていることも推奨しております。

単位団活動の目安としては、平日では1日2時間程度、休日・祝日では1日3時間程度まで、1週間に2、3回が無理のない活動といえるでしょう。